

小田急電鉄総合車両所移転計画
環境影響予測評価書案についての
意見の概要及び当該意見に対する見解

令和7年6月

小田急電鉄株式会社

意見・見解書

令和7年6月23日

神奈川県知事 殿

郵便番号 151-0053
住 所 東京都渋谷区代々木 2-28-12
名 称 小田急電鉄株式会社
代 表 者 取締役社長 鈴木 滋
電話番号 046-236-2611

神奈川県環境影響評価条例第 18 条第 1 項の規定により次のとおり提出します。

対象事業の名称	小田急電鉄総合車両所移転計画	
意見書の番号	意見の概要	意見に対する見解
1	別添のとおり	別添のとおり

はじめに

「小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価書案」については、令和 7 年 3 月 10 日に神奈川県知事へ提出し、令和 7 年 4 月 15 日に告示され、同日から令和 7 年 5 月 29 日まで縦覧に供されました。また、縦覧期間中に、小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価書案について意見を募集したところ、環境保全上の見地から 1 件の意見書の提出がありました。

つきましては、意見の概要及び当該意見に対する見解を本書に記載し、神奈川県環境影響評価条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県知事に提出するものです。

なお、意見の概要は、意見書に記載された意見を可能な範囲で原文のまま記載しています。

意見書の 番号	意見の概要
1	環境影響評価に関する評価項目の選定について 神奈川県伊勢原市南部に位置する該当地域は、伊勢原市埋蔵文化財地図に示す通り、文化財包蔵地とは指定されていませんが、古くから農地としての利用が継続されていることから、十分な知見が蓄積しているとは言い難い地域です。 更に、同地図に示されている通り、市内のいたるところと言って良いほどの文化財が点在している。 これらを考慮すると、環境影響評価項目に文化財包蔵地には指定されていないという理由のみで文化財が評価項目に選定されないことは適切ではなく、サンプル調査を行うなどを今からでも行うべきである。さらに工事開始後に埋蔵文化財が発見された場合の対応も環境影響評価の段階で具体的に明示すべきです。 参照:埋蔵文化財包蔵地図 https://www.city.isehara.kanagawa.jp/bunkazai/docs/2021060100125/

意見に対する見解

文化財の保全対策については、予測評価書案（p. 4-2-4）に記載のとおりですが、埋蔵文化財に関しては伊勢原市教育委員会と事前に協議を行った結果、工事開始前に同委員会の協力のもと、試掘調査を実施することとなりました。

また、試掘調査時や工事中に新たな文化財等が確認された場合には、発見された資料や発見地点に応じた対応が異なってくるため、速やかに関係機関（神奈川県教育委員会、伊勢原市教育委員会）へ連絡し、文化財保護法に基づく適切な措置を講じることとしています。